

「ふくしま水素エネルギー人材育成事業」
(子どもたちを対象とした人材育成業務)
公募型プロポーザル実施要領

令和7年2月20日 福島県

本事業は、令和7年度の当初予算成立を前提に事業化される条件付き事業であるため、この条件を満たさなければ、いかなる効力も発生しないことをあらかじめご了承ください。

なお、上記の件に伴い、プロポーザル参加者または委託候補者において損害が生じた場合にあっても、県においてはその損害について一切負担しません。

福島県(以下「県」という。)は、「ふくしま水素エネルギー人材育成事業」(子どもたちを対象とした人材育成業務)(以下「本業務」という。)に係る委託候補者の選定にあたり、本公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)を実施します。

1 委託業務の概要

(1) 業務件名	「ふくしま水素エネルギー人材育成事業」 (子どもたちを対象とした人材育成業務)
(2) 業務内容	別添 「業務委託仕様書」のとおり
(3) 委託期間	契約締結日から令和8年3月13日まで
(4) 委託契約額の上限	9,870,575円 (消費税及び地方消費税を含む)

2 プロポーザル参加者の資格要件

プロポーザル参加者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に事業所を有する者で、本業務の実施について、県の要求に応じて適切かつ速やかに対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等(プロポーザル参加者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、プロポーザル参加者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目

的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(6) 県税を滞納している者でないこと。

(7) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(8) 審査会実施日から起算して前3年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

(9) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。

3 スケジュール

日 程	項 目
令和7年2月28日（金）17時まで	質問事項の受付期限
令和7年3月4日（火）	質問事項の回答
令和7年3月5日（水）17時まで	公募型プロポーザル参加表明書の提出期限
令和7年3月14日（金）17時まで	企画提案書等の提出期限
令和7年3月19日（水）頃	プレゼンテーション（プロポーザル審査委員会）
令和7年3月25日（火）頃	審査結果（委託候補決定）の通知

4 プロポーザルに関する手続き

（1）プロポーザル参加に係る書類の交付

プロポーザルに参加を希望する者は、産業人材育成課ホームページからデータ様式をダウンロードすること。<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021e/>

（2）質問事項の受付及び回答

ア 受付期限

令和7年2月28日（金） 17時まで

イ 提出書類

質問書（様式1）

ウ 提出方法

「10 担当課（書類の提出及び問い合わせ先）」に電子メールにより送付すること。また、送付後、電話により着信確認すること。

エ 回答期日及び方法

質問の要旨及び回答については、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和7年3月4日（火）までに産業人材育成課ホームページに随時掲載する。

（3）公募型プロポーザル参加表明書の提出

ア 提出期限

令和7年3月5日（水） 17時まで（必着）

イ 提出書類

公募型プロポーザル参加表明書（様式2）

ウ 提出方法

持参する場合：提出期限（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）内に「10 担当課（書類の提出及び問い合わせ先）」に提出すること。

郵送する場合：封筒に「公募型プロポーザル参加表明書在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便、親展により「10 担当課（書類の提出及び問い合わせ先）」宛に提出期限内に到着するように送付すること。

（4）企画提案書等の提出

ア 提出書類

（ア）企画提案書

以下に留意の上、業務委託仕様書に基づき漏れなく作成すること。なお、特に指定のないものは任意様式とする。

日本産業規格に定めるA4サイズとすること。

企画提案書の頁数は両面10頁以内（総頁数20枚以内）とする（ただし、表紙、会社概要（様式4）、業務実施体制書（様式5）、本業務と類似する業務実績は頁数に含めない。）。

会社概要（様式4）

業務実施体制書（様式5）

本業務と類似する業務実績（※本実施要領2（10）を踏まえて記載すること）

（イ）事業経費見積書（任意様式）

（ウ）直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（写し）

（エ）定款等の写し（法人格を有しない場合、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

（オ）法人登記簿の写し（企画提案書受付日の3ヵ月以内のもの）

※法人格を有しない場合、名称、所在地、資産総額、代表者氏名及び住所を記したもの。

（カ）暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式3）

（キ）守秘義務誓約書（様式6）

イ 提出方法

（ア）提出部数

正本1部、副本（写し）5部

（イ）提出期限

令和7年3月14日（金）17時まで（必着）

（ウ）提出方法

持参する場合：提出期限（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）内に「10 担当課（書類の提出及び問い合わせ先）」に提出すること。

郵送する場合：封筒に「企画提案書等在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便、親展により「10 担当課（書類の提出及び問い合わせ先）」宛に提出期限内に到着するように送付すること。

（エ）留意事項

企画提案書等はプロポーザル参加者1者につき1提案のみとし、提出後の内容変更、差替え又は再提出は認めないものとする。

ウ 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

- (ア) 本実施要領等で示す条件に違反した企画提案書
- (イ) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (ウ) 企画提案に係る審査委員会の委員又は関係者に、企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

5 委託候補者の選定方法

(1) 審査方法

別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）で、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションを実施し、企画提案の内容を総合的に審査の上、最も評価が高い者を委託候補者として選定する。なお、プロポーザル参加者が1者のみで、かつ「(3) 審査項目」の評価点（合計）が60点に満たない場合、委託候補者を選定しないことがある。

(2) プrezentationの実施

ア 日程等

令和7年3月19日（水）頃に、福島市内で実施。詳細は別途通知する。

イ 内容

プロポーザル参加者は、企画提案の内容を説明し、審査員からの質問等に応じていただく。

出席者数は3名以内、時間配分は各社30分程度（説明20分、質疑応答10分）の予定。

(3) 審査項目

審査する事項は次のとおりである。

審査項目		評価基準	配点
1	業務の実施体制	<input type="checkbox"/> 提案内容を確実に履行できる体制が構築されているか <input type="checkbox"/> 事業実施に必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高い事業者であるか <input type="checkbox"/> 事業実施責任者は、責任者として必要な知識、経験等を有し、指導、管理能力の高い者であるか	30
2	業務の実施方針 (企画コンセプト)	<input type="checkbox"/> 再エネ・水素関連産業等の育成・集積に向けた本県の状況や施策に係る理解度、事業目的を踏まえた企画コンセプトの的確性はあるか <input type="checkbox"/> 委託仕様書に基づいた的確な提案内容となっているか <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー等環境問題など、ものづくり体験等を通して学びの場を提供し、将来を担う子どもたちが仕事の選択肢としての幅を広げられるような取組を取り入れているか	30
	業務の実施方針 (集客)	<input type="checkbox"/> 本事業の趣旨を踏まえ、効果的に集客目標（参加人数）の確保に向けた取組がとられているか <input type="checkbox"/> 情報発信の手法や来場者の誘客につながる効果が期待でき、かつ妥当な方法であるか	20
	業務の実施方針 (その他の効果的な提案)	<input type="checkbox"/> その他、上記以外の内容で来場者を満足させられるような魅力的な企画提案があるか <input type="checkbox"/> その他、上記以外の内容で事業内容の向上につながる付加価値的な企画提案があるか	15
3	事業費の妥当性	<input type="checkbox"/> 事業費の積算は、事業を実施する上で効果的、かつ適切な計上となっているか <input type="checkbox"/> 各業務における委託費の見積限度額を超過していないか	5

4	加点措置	<input type="checkbox"/> パートナーシップ構築宣言を行い、公表しているか	3
---	------	--	---

(4) プロポーザル参加者への審査結果の通知及び公表

委託候補者決定後、プロポーザル参加者に審査結果を速やかに文書で通知するとともに、産業人材育成課ホームページにて公表するものとする。

6 プロポーザルの参加を辞退する場合の手続きについて

公募型プロポーザル参加表明書を提出した者が、途中で参加を辞退する場合、プレゼンテーション実施日の前日 17 時までに、「10 担当課（書類の提出及び問い合わせ先）」まで提出すること。

7 契約の締結

(1) 契約締結の手続きについて

- ア 本業務の業務委託仕様書は、委託候補者が提出した企画提案書等の内容を反映して作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点の者と協議を行うものとする。
- イ 県は福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- ウ 企画提案書等に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は受託者に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(2) 契約保証金について

福島県財務規則第 229 条第 1 項のいづれかを満たす場合、契約保証金の納付を免除する。

8 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、委託候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめがある。

9 その他

- (1) プロポーザルへの参加に要する経費は全てプロポーザル参加者が負担するものとする。
- (2) プロポーザル参加者が県に提出した書類は返却しない。

10 担当課（書類の提出及び問い合わせ先）

福島県商工労働部産業人材育成課（担当：佐藤）

所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話番号 024-521-7829（直通）

アドレス jinzai@pref.fukushima.lg.jp